

## 会 議 録

会議の名称	平成23年8月17日 定例庁議
開催日時	平成23年8月17日(水) 午後 1時00分 ～ 午後 3時10分
開催場所	市長公室
出席者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、関根会計管理者、細沼市民環境部次長兼産業振興課長（市民環境部長代理）  (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係浅見主事、宮村秘書室長
会議内容	議題 (1) 平成23年第3回朝霞市議会定例会提出議案について
会議資料	別添のとおり
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の 必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

[市長あいさつ]

[議題]

(1) 平成23年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

【小林総務部長】

- ・現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、去る6月30日に公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたため、その承認を求めるものである。
- ・改正内容については、都市計画税の課税標準額の特例措置について、引用している地方税法において条文の追加、または適用期間の終了や見直しによる廃止により、引用条項の整理を行うものである。
- ・朝霞市への影響はない。

[質疑等]

なし

議案第26号 平成22年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について

【小林総務部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成22年度の決算額は、歳入が357億4,330万2,508円となり歳出は、345億1,867万8,405円で、歳入歳出差引残額は12億2,462万4,103円となった。この残額から、継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、11億4,959万8,275円ある。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、市税は199億5,026万510円で、歳入総額の55.8パーセントを占めている。地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億2,980万8,163円となり、地方消費税交付金は9億9,297万7,000円の交付となっている。地方交付税は、特別交付税1億6,039万7,000円が交付されている。分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、4億9,934万3,968円となり、使用料及び手数料は、斎場、自転車等駐車場の使用料、一般廃棄物処理手数料などで、7億4,572万892円となっている。国庫支出金は、子ども手当負担金、生活保護費負担金や第五小学校の改築工事、小学校、中学校のトイレ改修工事に係る安全・安心な学校づくり交付金などで、49億7,756万8,115円となっている。県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、子ども手当負担金を始め、個人県民税徴収委託金、国勢

調査委託金などで、17億2,681万8,408円となっている。繰入金は、下水道事業会計などの特別会計と財政調整基金からの繰り入れにより、8億4,894万9,570円となっている。繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、13億6,009万784円となっている。諸収入は、学校給食費受入金や預託金の返還金などの貸付金収入のほか、朝霞調節池内運動公園設置事業基本協定解除に伴う返還金などで、13億2,713万9,423円である。市債は、第五小学校改築事業債、中学校大規模改造事業債、臨時財政対策債、減収補てん債など10件で、23億1,816万7,000円の借入れとなっている。

- 次に歳出について、議会費は、政務調査費補助金などで、2億5,043万7,939円を支出し、総務費は、戦没者追悼事業や瞬時警報システム整備工事などで、42億108万3,963円を支出している。民生費は、総合福祉センター、特別養護老人ホーム、放課後児童クラブなどに係る指定管理料を始め、障害者、高齢者、児童、生活保護等に係る扶助給付事業のほか、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、148億4,426万1,278円となっている。衛生費は、各種個別予防接種、がん検診、健康増進センターの指定管理料及び、ごみ焼却処理施設補修工事などで、28億9,584万5,166円を支出し、農林水産業費は、市民農園新設工事などで、8,902万4,097円となっている。商工費は、小口等融資貸付預託金や産業文化センターの指定管理料などで、2億3,143万4,605円を支出している。土木費は、道路の修繕工事、改良・舗装工事や、落橋防止対策事業、(仮称)根岸台四丁目緑地用地購入費などのほか、下水道事業特別会計への繰出金などで、28億3,264万1,190円となっている。消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消防ポンプ自動車購入費などで、12億7,432万9,470円を支出している。教育費は、第五小学校の改築工事のほか、小学校、中学校のトイレ改修工事や、図書館本館の施設改修工事などで、48億7,856万4,376円となっている。公債費は、29億9,197万5,454円を支出している。以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

[質疑等]

なし

議案第27号 平成22年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

【中村健康づくり部長】

- 本議案は、平成22年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- 国民健康保険の年度末加入者の状況は、2万0,243世帯、被保険者数は、3万4,178人となっており、前年度と比較すると、世帯数は102世帯、0.51パーセントの増加で、被保険者数は21人、0.06パーセントの減少となった。
- 決算額は、歳入が、110億3,207万2,265円となり、歳出は、106億3,490万

2, 751円で、歳入歳出差引残額は、3億9, 716万9, 514円である。

- ・以下、歳入歳出の概要のうち、歳入について、国民健康保険税は30億336万7, 973円で、歳入総額に占める割合は27. 21パーセントである。国庫支出金は、療養給付費等負担金などで、26億8, 363万8, 854円となり、歳入総額の24. 33パーセントを占めている。前期高齢者交付金は、前期高齢者の加入割合に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する交付金で、15億5, 405万6, 482円である。共同事業交付金は、高額な医療費に係る交付金で、11億5, 022万3, 978円、繰入金は、保険基盤安定対策及び出産育児一時金などの一般会計繰入金で、12億4, 863万8, 663円である。その他、療養給付費等交付金、県支出金、繰越金などで、13億9, 214万6, 315円を収入している。歳入全体では、前年度と比較すると、1. 03パーセントの減少となっている。
- ・歳出について、保険給付費は、72億0, 517万5, 393円で、前年度と比較すると、6. 13パーセントの伸びとなっており、歳出総額に占める割合は、67. 75パーセントである。後期高齢者支援金等は、14億1, 688万6, 079円で、歳出総額の13. 32パーセントを占めている。介護納付金は、5億9, 492万2, 191円を社会保険診療報酬支払基金に納付している。共同事業拠出金は、高額な医療費に係る交付金に対する拠出金で、11億5, 718万7, 044円である。その他、総務費、老人保健拠出金、保健事業費などで、2億6, 073万2, 044円である。歳出全体では、前年度と比較すると、1. 15パーセントの減少となっている。

[質疑等]

なし

議案第28号 平成22年度朝霞市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

【中村健康づくり部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・医療費給付の状況は、支払済額が3万1, 410円で、前年度と比較すると、87. 28パーセントの減となっている。これは、平成20年4月から、後期高齢者医療制度への移行に伴い、対象件数が前年度の31件から3件に減少したことによるものである。
- ・決算額は、歳入が1, 569万0, 212円となり、歳出は1, 249万1, 555円で、歳入歳出差引残額は319万8, 657円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、支払基金交付金が6, 483円、繰入金が141万4, 000円、繰越金が1, 245万3, 383円、諸収入が181万6, 346円である。
- ・歳出について、医療諸費、保険医療機関等に対する診療などの医療給付事業が3万1, 410円、診療報酬請求の審査及び支払業務を行う診療報酬審査支払事業が279円である。諸支出金については、国・県負担金や交付金の返還金である償還金が526万6, 653円、一般会計繰出事業が

719万3,213円である。

[質疑等]

なし

議案第29号 平成22年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

【高橋都市建設部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成22年度の決算額は、歳入が20億4,340万3,154円、歳出は20億2,505万6,418円で、歳入歳出差引残額は1,834万6,736円となり、翌年度純繰越額は1,834万6,736円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、分担金及び負担金は、区域外からの流入者の事業費負担金のほか、和光市及び新座市との協定に基づく公共下水道相互利用の維持管理費負担金などで、407万1,170円となっている。使用料及び手数料は、下水道使用料の現年度分及び滞納繰越分などで、8億5,557万1,149円となり、繰入金は一般会計から6億4,001万1,000円を繰り入れ、繰越金は2,316万4,579円となっている。諸収入は、水洗便所改造資金融資預託金返還金、荒川右岸流域下水道維持管理負担金返還金などで、4億4,778万5,256円となり、市債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債で、7,280万円を政府資金などから借入れたものである。
- ・歳出について、下水道総務費のうち、一般管理費では、人件費や事務経費などで、5億6,516万7,829円を支出し、維持管理費では、浸入水防止工事のほか、料金徴収業務委託料、荒川右岸流域下水道維持管理負担金などで、6億9,991万7,774円を支出した。下水道事業費のうち、汚水整備事業費では、汚水管工事などで、1,499万4,899円を支出し、雨水整備事業費では、雨水管工事、田子山下水路費負担金などで、6,469万1,837円を支出した。流域下水道事業費では、荒川右岸流域下水道事業費負担金を負担割合に基づき4,676万3,258円を支出し、公債費は、地方債の元金及び利子として6億3,352万0,821円を支出した。
- ・平成22年度末における下水道普及率は、96.5パーセントである。

[質疑等]

なし

議案第30号 平成22年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

【中村健康づくり部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成22年度末における介護サービス受給者数の状況は、居宅介護サービス及び居宅介護予防サービ

ス受給者数は1,639人となり、前年度末と比較すると、135人増加し、8.98パーセントの増、地域密着型サービス受給者数は144人となり、15人増加し、11.63パーセントの増、また、施設介護サービス受給者数は501人となり、43人増加し、9.39パーセントの増となった。また、保険給付費については、38億3,426万7,654円で11.18パーセントの増となっている。

- ・決算の状況について、歳入が43億7,444万2,939円、歳出が41億8,727万4,373円で、歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は1億8,716万8,566円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入の主なものについて、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として8億7,144万5,250円、国庫支出金は、介護給付費負担金などで、6億8,797万2,909円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、11億7,521万6,270円、県支出金は、介護給付費負担金などで、5億9,269万0,625円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、8億9,782万5,096円である。
- ・歳出の主なものについて、総務費は、一般管理事務費が2,409万7,528円、介護認定審査事業が3,026万6,538円である。保険給付費は、居宅介護等サービス給付事業が13億3,716万4,158円、施設介護サービス給付事業が15億8,999万2,797円、特定入所者介護サービス給付事業が1億5,544万6,170円である。地域支援事業費は、包括的支援事業・任意事業が3,969万6,250円、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立事業が1億5,614万6,699円である。

[質疑等]

なし

議案第31号 平成22年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【中村健康づくり部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成22年度末における被保険者数の状況は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、8,383人となり、前年度末と比較すると571人増加し、7.31パーセントの増となった。
- ・決算額は、歳入が8億2,818万1,412円となり、歳出は8億1,952万5,839円で、歳入歳出差引残額は865万5,573円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、後期高齢者医療保険料が、6億7,708万7,557円、そのほか繰入金、繰越金、諸収入で、1億5,109万3,855円である。
- ・歳出のうち、総務費については、一般管理事務費で431万0,269円、後期高齢者医療保険料の徴収事業が961万6,424円、後期高齢者医療広域連合納付事業が7億6,994万8,423円、一般会計繰出事業が、3,383万9,583円である。

[質疑等]

なし

議案第32号 平成22年度朝霞市水道事業会計決算認定について

【新井水道部長】

- ・本議案は、平成22年度朝霞市水道事業会計決算認定についてである。
- ・業務の状況であるが、年度末給水人口は、13万0,764人で、前年度に比べ、995人増加した。給水戸数は、5万8,917戸で、水道の普及率は、100パーセントである。年間総給水量は、1,585万1,152立方メートルで、このうち県水受水量は、1,083万7,166立方メートルで、受水率は、68.4パーセントである。年間総有収水量は、1,414万9,623立方メートル、有収率は、89.3パーセントで、前年度と比べ0.2パーセントの減少である。
- ・決算の概要であるが、収益的収入の第1款水道事業収益の決算額は21億6,391万987円で、主なものは、収入総額の85.6パーセントを占める水道料金で、その他、水道利用加入金、受託料などである。収益的支出の第1款水道事業費の決算額は19億5,353万1,101円で、主なものは、支出総額の36.0パーセントを占める県水受水費で、その他、減価償却費、職員人件費、委託料、修繕費、動力費及び企業債の支払利息などである。収益的収支の差引利益は、2億1,037万9,886円となった。1立方メートル当りの税込み供給単価は130円94銭、給水原価は136円57銭である。
- ・資本的収入の第1款資本的収入の決算額は、814万3,000円で、主なものは、一般会計からの消火栓設置に要した費用の負担金である。第1款資本的支出の決算額は、6億6,049万3,995円で、主なものは、建設改良費で、老朽管更新事業及び水圧不足改善事業などを実施した。企業債償還金は、財務省及び地方公共団体金融機構への償還金である。資本的収入額が支出額に対して不足する6億5,235万0,995円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんした。

[質疑等]

なし

議案第33号 平成23年度朝霞市一般会計補正予算（第1号）

【小林総務部長】

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ11億1,060万3,000円で、これを含めた累計額は、364億7,660万3,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、地方特例交付金は、交付額の確定により、1,935万円増額している。地方交付税は、普通交付税の交付団体となったことに伴い4億2,968万5,000

円を計上している。国庫支出金は、子ども手当負担金を減額するほか、生活保護費負担金を増額することなどにより8,052万8,000円増額している。県支出金は、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を減額する一方、保育所緊急整備事業補助金を増額するほか、新たに、高齢者と地域のつながり再生事業費補助金や、家庭保育室環境改善促進事業費補助金などを計上することにより、1億2,769万3,000円増額している。財産収入は、テレビ埼玉株主配当金の受け入れをしている。寄附金は、民生費指定寄附金などの受け入れをしている。繰入金は、介護保険特別会計などの決算に伴う精算金を繰り入れる一方、財政調整基金繰入金を減額することにより、1億3,203万8,000円減額している。繰越金は、平成22年度決算に伴い、前年度繰越金を4億4,959万8,000円増額している。諸収入は、国庫支出金過年度収入のほか、各種施設の指定管理料の精算金などを計上し、7,041万9,000円増額している。

- ・歳出について、総務費は、職員に係る子ども手当や、事務補助員の特別賃金などを減額するほか、東日本大震災によって甚大な被害を受けた福島県須賀川市へ、職員を派遣するための経費や、今後の震災対策として、市役所本館に設置されている防災機器などを、別館へ移設するための経費などを計上することにより、3,323万9,000円増額している。民生費は、時間外保育士に係る特別賃金や、子ども手当などを減額する一方、震災対策として、栄町保育園、泉水保育園の耐震診断及び、公設保育園の窓ガラスに飛散防止フィルムを取り付けるための経費を計上するほか、新たに、生活保護に関する相談を専門に受け付ける、生活保護面接相談員を配置するための経費を計上する。そのほか、生活保護費や、国民健康保険特別会計への繰出金などを増額することにより、6億1,598万1,000円増額している。衛生費は、各種個別予防接種委託料や、太陽光発電システム設置費補助金を増額することなどにより、8,242万9,000円増額している。農林水産業費は、事務補助員の特別賃金や、農業委員会委員報酬を減額することにより、83万4,000円減額している。土木費は、交通指導員に係る特別賃金を減額する一方、震災に対する家庭での備えとして、耐震シェルター等を設置するための補助金を新たに計上するほか、建築物耐震化対策補助金を増額する。そのほか、図書館北側区域の基地跡地の暫定利用を開始するための経費や、駅東通線の街路用地購入費を計上することなどにより、3億9,432万4,000円増額している。消防費は、事務補助員賃金を減額し103万3,000円減額している。教育費は、特別支援学級補助員や、調理員に係る特別賃金を減額するほか、計画的に実施している小・中学校トイレ改修事業の3校分の設計委託料や、図書館駐車場の整備に要する経費を計上し、1,350万3,000円減額している。第2表繰越明許費は、栄町保育園耐震診断事業、泉水保育園耐震診断事業、民間社会福祉施設整備補助事業の3事業を、翌年度に繰り越すものである。第3表、債務負担行為補正については、議長車等運行業務事業や各種施設の指定管理料など26事業を、来年度以降に滞りなく執行するため設定するものである。第4表、地方債補正については、新たに、中学校大規模改造事業債を追加するほか、臨時財政対策債など5件の地方債について、借り入れ限度額の変更を行うものである。



[質疑等]

なし

議案第34号 平成23年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【中村健康づくり部長】

- ・ 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億467万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、112億3,687万円となっている。
- ・ 歳入歳出の概要のうち、歳入について、国庫支出金は、保険給付費の増額に伴い、療養給付費等負担金では1億659万5,000円を、高額医療費共同事業負担金では489万4,000円をそれぞれ増額している。前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金の交付金確定通知により、4,104万9,000円を減額するものである。県支出金は、高額医療費共同事業負担金を通知により、489万4,000円を増額し、財政調整交付金は、国庫支出金と同様、保険給付費の増額に伴い1,881万円を増額している。繰入金については、補正予算の収支不足に対応するため、その他繰入金を1億1,000万円増額するものである。繰越金は、前年度の繰越金として、1億9,716万9,000円を受け入れるものである。
- ・ 歳出について、保険給付費は、医療費の伸び等を勘案し、一般及び退職被保険者に係る療養給付費では2億4,850万円を、高額療養費では、2,739万円をそれぞれ増額するものである。後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金の支払額確定通知に基づき、252万3,000円を増額し、老人保健拠出金は216万3,000円を、介護納付金は110万7,000円をそれぞれ減額するものである。共同事業拠出金は、埼玉県国民健康保険団体連合会の支払通知に基づき、高額医療費共同事業拠出金では1,957万7,000円を、保険財政共同安定化事業拠出金では3,910万円をそれぞれ増額するものである。諸支出金については、実績に伴う療養給付費等負担金の返還金で、7,075万4,000円を増額するものである。

[質疑等]

【安田福祉部長】

- ・ 議案第34号と第35号の1ページ目、第35号の5ページについて、「追加」ではなく「増額」と記載されている。統一する必要はないのか。

【小林総務部長】

- ・ 特に定めはないが、次回から統一する。

議案第35号 平成23年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【高橋都市建設部長】

- ・ 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ850万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、16億

6, 131万4, 000円となっている。

- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、繰入金は、一般会計からの繰入金で1, 015万8, 000円を増額するもので、繰越金は、前年度繰越金を165万3, 000円減額するものである。
- ・歳出について、下水道事業費の污水管事業で、下水道施設耐震診断事業の実施に伴い、諸委託料を850万5, 000円増額するものでございます。第2表 継続費は、下水道施設耐震診断事業の総額及び年割額などを設定するものである。

[質疑等]

なし

議案第36号 平成23年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【中村健康づくり部長】

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億5, 166万2, 000円の増額で、これを含めた累計額は、46億0, 201万3, 000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金は、介護給付費負担金で8, 038万7, 000円を、支払基金交付金は、介護給付費交付金で2, 806万3, 000円を、県支出金は、介護給付費負担金で1, 169万3, 000円をそれぞれ増額するものである。また、繰入金の一般会計繰入金は、介護給付費繰入金で1億2, 096万4, 000円を、基金繰入金は、介護保険保険給付費支払基金繰入金で2, 338万8, 000円をそれぞれ増額するものである。繰越金は前年度繰越金として、1億8, 716万7, 000円を受け入れるものである。
- ・歳出について、保険給付費では、サービス利用件数等の増加に伴い、居宅介護等サービス給付事業で6, 197万2, 000円を、地域密着型介護サービス給付事業で769万9, 000円を、居宅介護等サービス計画費給付事業で1, 090万6, 000円を、それぞれ増額するものである。また、介護予防サービス給付事業では864万5, 000円を、介護予防サービス計画費給付事業で432万4, 000円をそれぞれ増額するものである。基金積立金の介護保険保険給付費支払基金積立事業は、前年度決算に基づき、3億177万1, 000円を積み立てるものである。諸支出金の償還金については、国庫支出金返還金として、1, 093万5, 000円を、県支出金返還金として、1, 001万9, 000円を、その他還付・返還金として、1, 411万4, 000円をそれぞれ増額するとともに、また、一般会計に返還する一般会計繰出金を2, 127万7, 000円増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第37号 平成23年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**【中村健康づくり部長】**

- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ865万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、8億4,153万7,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入については、前年度決算額の確定により、繰越金として、865万5,000円を増額するものである。
- ・歳出について、一般会計への返還分として、諸支出金の一般会計繰出金を865万5,000円増額するものである。

**[質疑等]**

なし

議案第38号 平成23年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号）

**【新井水道部長】**

- ・今回の補正は、本年3月に発生した、東日本大震災及び福島原子力発電所の事故を受けて、水道施設の耐震化などを図るものである。
- ・補正の概要は、収益的収入及び支出については、収益的支出のうち、営業費用で、水道水の放射性物質濃度測定を継続して行う経費など745万7,000円増額し、支出予定額を20億1,421万8,000円に改めるものである。
- ・資本的収入及び支出については、資本的支出のうち、建設改良費で、岡浄水場県水導水管の耐震化や、取水井応急給水設備の設置に係る経費など1億7,741万3,000円を増額し、支出予定額を7億8,843万1,000円に改めるものである。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7億8,592万9,000円は、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」、「建設改良積立金」、「過年度分損益勘定留保資金」、「当年度分損益勘定留保資金」で補てんするものである。
- ・継続費は、岡浄水場県水導水管耐震化事業及び取水井応急給水設備設置事業について、総額及び年割額などを設定するものである。

**[質疑等]**

なし

議案第39号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

**【小林総務部長】**

- ・現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、去る6月30日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものである。
- ・主な改正内容は、市税に係る不申告等に関する過料の上限を現行の3万円から10万円に引き上げる

ものである。個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額を現行5千円から2千円に引き下げるものである。これらの改正のうち、市税に係る過料の上限の引き上げについては、周知期間のため、公布の日から起算して2月を経過した日から施行し、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額引き下げについては公布の日から施行し、経過措置として平成23年1月1日以後の対象寄附金に対し適用したいと考えている。

- ・朝霞市は、過料自体は要求していない。

[質疑等]

【小澤副市長】

- ・5千円を2千円に改めることは、どこに記載されているのか。

【富岡市長】

- ・地方税法には記載があるが、市税条例には記載はないのだろう。

議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【小林総務部長】

- ・改正内容については、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、同法に基づき設置されているスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に、体育指導委員をスポーツ推進委員に、それぞれ名称の変更をするもの、及び、平成23年10月から生活保護法に係る相談者に対して専属で相談及び申請事務を行う「生活保護面接相談員」を配置するもので、非常勤の特別職として位置付け、本条例の別表に加えるものである。
- ・これらの改正のうちスポーツ振興法の改正に伴う名称変更については、公布の日から、生活保護面接相談員を加える改正については、平成23年10月1日から施行したい。

[質疑等]

なし

議案第41号 朝霞市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

【田中生涯学習部長】

- ・改正内容については、設置の根拠となっているスポーツ振興法が、スポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、名称などの一部を変更するものである。
- ・この改正については、公布の日から施行したい。

[質疑等]

なし

議案第42号 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

【安田福祉部長】

- ・改正内容については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡充するもので、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を、本条例に加えるものである。
- ・この改正については、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用したい。

[質疑等]

なし

議案第43号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【小林総務部長】

- ・改正内容については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、非常勤職員について、育児休業及び部分休業をすることができる職員の範囲、育児休業の期間及び部分休業の時間などについて規定するものである。
- ・この改正については、公布の日から施行したい。

[質疑等]

なし

議案第44号 市道路線の認定について

【高橋都市建設部長】

- ・今回認定する路線は1路線で、開発行為に伴い、都市計画法第40条の規定により帰属された道路を認定するものである。

[質疑等]

なし

議案第45号 指定管理者の指定について（自転車駐車場）

【高橋都市建設部長】

- ・朝霞台駅南口地下自転車駐車場など10か所の自転車等駐車場の管理に関し、指定管理者として朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。
- ・駐車場については、指定管理者を指定していたが、平成24年4月1日からは直営とする。

[質疑等]

【富岡市長】

- ・ 駐車場を直営とすることのメリットはあるのか。

【高橋都市建設部長】

- ・ 駅前広場と一体的に管理することができるようになる。
- ・ 料金の徴収のみを委託するため、安価になる。

【富岡市長】

- ・ 委託先は、どのように決定するのか。

【高橋都市建設部長】

- ・ 指名委員会に諮る。

議案第46号 指定管理者の指定について（体育施設）

【田中生涯学習部長】

- ・ 朝霞市立総合体育館など14か所の体育施設の管理に関し、指定管理者として朝霞市施設管理公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第47号 指定管理者の指定について（総合福祉センター）

【安田福祉部長】

- ・ 朝霞市総合福祉センターの管理に関し、指定管理者として朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第48号 指定管理者の指定について（市民会館）

【細沼市民環境部次長兼産業振興課長】

- ・ 朝霞市民会館の管理に関し、指定管理者として朝霞市施設管理公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第49号 指定管理者の指定について（集会施設）

【細沼市民環境部次長兼産業振興課長】

- ・ 弁財市民センターなど8か所の集会施設の管理に関し、指定管理者として朝霞地区シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第50号 指定管理者の指定について（放課後児童クラブ）

【安田福祉部長】

- ・ 朝霞市本町放課後児童クラブなど10か所の放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者として朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第51号 指定管理者の指定について（児童館）

【安田福祉部長】

- ・ 朝霞市きたはら児童館など5か所の児童館の管理に関し、指定管理者として朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第52号 指定管理者の指定について（老人福祉センター）

【中村健康づくり部長】

- ・ 朝霞市溝沼老人福祉センター及び朝霞市浜崎老人福祉センターの管理に関し、指定管理者として朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・ 指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第53号 指定管理者の指定について（特別養護老人ホーム）

【中村健康づくり部長】

- ・朝光苑の管理に関し、指定管理者として朝霞地区福祉会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第54号 指定管理者の指定について（斎場）

【細沼市民環境部次長兼産業振興課長】

- ・朝霞市斎場の管理に関し、指定管理者として朝霞市施設管理公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第55号 指定管理者の指定について（産業文化センター）

【細沼市民環境部次長兼産業振興課長】

- ・朝霞市産業文化センターの管理に関し、指定管理者として朝霞市商工会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。

[質疑等]

なし

議案第56号 指定管理者の指定について（都市公園）

【高橋都市建設部長】

- ・朝霞中央公園、青葉台公園及び内間木公園の管理に関し、指定管理者として朝霞市施設管理公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものである。
- ・指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間である。
- ・荒川運動場については、今年度中に都市公園として告示することとし、平成24年度内には新たに指



定管理者を指定したい。

[質疑等]

なし

議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

【小林総務部長】

- ・朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、久瀬逸子氏の任期が平成23年12月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦したく、ここに提案する次第である。
- ・久瀬氏の経歴については、経歴書を添付してあるため、参照していただきたいが、平成21年1月から人権擁護委員として御活躍中であり、次期の任期についても引き続きお願いできればと考えている。久瀬氏は、人格、識見ともに高く、人権の擁護に関し深い理解と経験を有し、人権擁護委員として最適の方であると確信している。

[質疑等]

なし

議案第58号 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて

【中島学校教育部長】

- ・市の教育委員会委員のうち、岡野忠正氏の任期が平成23年9月30日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命したく、ここに提案する次第である。
- ・岡野氏の経歴については、経歴書を添付してあるため、参照していただきたいが、平成15年10月から教育委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。岡野氏は、教育委員会委員として最適の方であると確信している。

[質疑等]

【富岡市長】

- ・その他の経歴の部分は不要ではないか。

【和田教育長】

- ・検討する。

議案第59号 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて

【中島学校教育部長】

- ・市の教育委員会委員のうち、比留間藤昭氏の任期が平成23年9月30日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命したく、ここに提案する次第である。
- ・比留間氏の経歴については、経歴書を添付してあるため、参照していただきたいが、平成15年10

月から教育委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。比留間氏は、教育委員会委員として最適の方であると確信している。

[質疑等]

なし

議案第60号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

【小林総務部長】

- ・鳩ヶ谷市が川口市に編入合併されることに伴い、同組合から鳩ヶ谷市を脱退させること、同組合規約を変更すること及び同組合の財産処分について協議する必要があるため、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により、提出するものである。
- ・この変更については、平成23年10月11日から施行することとなる。

[質疑等]

なし

議案第61号 埼玉県都市競艇組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について

【小林総務部長】

- ・鳩ヶ谷市が川口市に編入合併されることに伴い、同組合から鳩ヶ谷市を脱退させること、同組合規約を変更すること及び同組合の財産処分について協議する必要があるため、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により、提出するものである。
- ・この変更については、平成23年10月11日から施行することとなる。

[質疑等]

なし

議案第62号 埼玉県西部第一広域行政推進協議会の廃止について

【田中審議監】

- ・本議案は、朝霞市をはじめ埼玉県南西部11市町で構成する法定協議会「埼玉県西部第一広域行政推進協議会」の廃止について、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものである。
- ・当協議会の決定により、平成24年3月31日をもって廃止することとされている。

[質疑等]

なし

[閉会]